

さん 燦

事務所報
SUN 第15号
2010年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士 井上 博隆	弁護士 長谷川 彰
弁護士 野々山 宏	弁護士 坂田 均
弁護士 永井 弘二	弁護士 長野 浩三
弁護士 草地 邦晴	弁護士 小原 路絵
弁護士 茶木真理子	弁護士 上里美登利
弁護士 住田 浩史	弁護士 谷山 智光
弁護士 北村 幸裕	弁護士 福市 航介
弁護士 相井 寛子	事務局一同

暑中お見舞い申し上げます。

平成7年7月7日に開設した当事務所は、本年で15周年を迎えることになりました。

昨今、我々を取り巻く社会状況は日々変化しており、それに対応して、法律や制度の改正・創設がめまぐるしく行われております。こうした中、所属の野々山弁護士が本年4月から国民生活センター理事長として赴任しており、その重責を全うしてもらおうべく、当事務所としても十分なバックアップをはかっているところです。ご迷惑をおかけした方もおられると思いますが、その職責に免じてご容赦たまわりますようお願いいたします。

また、当事務所の概要をコンパクトにまとめました、リーフレットが完成しましたので、「燦」とともに皆様にお届けいたします。当事務所へご依頼いただく際や、お知り合いの方に当事務所をご紹介いただく際に、是非ご活用ください。

社会状況の変化に伴い、法的ニーズもまたこれまで以上に多様化し続けております。この多様化したニーズに応え、より充実した法的サービスが皆様方にご提供できるよう、事務所一同、一層切磋琢磨していきたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館 6 階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike @ oike-law.gr.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2010/7
No.15

Go マリーンズ

弁護士 長谷川 彰



私は、千葉ロッテマリーンズが大毎オリオンズ（後に東京オリオンズ、ロッテオリオンズと名称が変わる）というチーム名であった頃からのファンである。

私がオリオンズのファンとなった一番の理由は榎本喜八のバッティングに惚れ込んだからである。

私が子どものころは、パリーグの試合がテレビ中継されることはめったになかったが、なぜか、阪急戦で榎本喜八が火の出るような打球を打って、ライト線を深々と破り、スリーベースヒットとした打席が放映されたテレビ中継の場面が目に焼き付いている。その榎本について、「打撃の神髄 榎本喜八伝」（松井浩著）という書籍が講談社から出版された。著者の松井氏は1960年生まれで、私より少し若い。その松井氏が榎本に関心を抱いた理由は次のように記されている。

「榎本が、”天国で神様に頭をなでられ続けた日々”とは、どんなものだったか聞いてみたくなった。さらに、今なお、野球を愛する人たちがイキイキとその脳裏に刻み、生ある限り忘れないだろう榎本のバッティングとは、一体どういうものだったのか。また、その打撃はどのように完成されていったのか。そして、榎本の打撃理論に耳を傾けることが、21世紀の日本の野球に役立つのではないかと大胆なことを考えた。」

松井氏は約2年間榎本の自宅へ通い詰めてこの書籍を著した。私はこれを読んで、あの阪急戦のテレビ中継で見た榎本の打球によって、榎本に惚れ込み、オリオンズという球団の大ファンになったことを大いに納得したのである。

榎本が「神の域」に達した日々とは、1963年7月7日から8月1日までのことであり、この間榎本は「身体の芯」と「バットの芯」そして「ボールの芯」という三つの芯が一体となったと松井氏は記し、榎本自身も「どんなボールに対しても、自分の思い通りに打てるようになった」と述べている。この間にオールスター戦も行われたが、公式戦も19試合行われている。例の阪急戦がこの19試合の一つであったかどうかはわからない。「神の域」に達した榎本を見て、上記のような魅力を感じたとしたら自分でもすごいと思うが、自分のこれまでの人生を考えると、そんなすごい瞬間に立ち会えるほど運がよいとはとても思えないから、おそらく、私が見た榎本は、この時期の榎本ではなかったと思うが。とにかくに

も、この19試合で榎本は73打数30安打4割1分1厘という驚異的な打率を残している。投手力が比較的弱い春先の時期ならいざ知らず、オールスター前後の投手力がもっとも充実している時期の数字なので、さらに値打ちがあると思う。

古い話はともかく、今年のマリーンズは、大方の評論家の予想に反し、開幕から絶好調である。投手では、成瀬善久が期待通りの活躍をし、唐川侑己、大嶺祐太のダブルUが大きく成長し二桁勝利が現実性を帯びてきた。今年からクローザーに回った小林宏之も安定している。先発がもう一人ほしいところだが、川越英隆は、5回を3失点でおさえれば上々と位置づけ、豊富なリリーフ陣でカバーすればよい。6回7回を伊藤義弘、ビル・マーフィー、大谷智久、古谷拓哉、荻野忠寛、内竜也、服部泰卓、ブライアン・コーリー、上野大樹などでまかない、8回藪田安彦、9回小林宏之と繋げば万全だ。中継ぎ陣はだれをベンチに入れるか迷うくらい豊富だ。川崎雄介を阪神にトレードで出したのは私自身は惜しい気があるが、チームの中継ぎ陣に余裕があることの現れだろう。

野手では、何と言っても新キャプテン西岡剛の自覚を持った活躍が目立つ。さらに、ルーキー荻野貴司の走攻守にわたる活躍は目を見張るものがある。盗塁はけがさえしなければ60はいくだろう。シーズン最多盗塁はブレーブスの福本が1972年に達成した106個。荻野も出塁率が4割を超えてくると、この偉大な記録への挑戦も夢ではなくなる。

野手の中での私のご最良は福浦和也である。福浦は、榎本を彷彿とさせる打撃の職人で、野球道を極めようとする姿に感動する。今シーズンは、金泰均の加入もあり、右投手が先発の場合のDHとしての先発出場か、左の代打の切り札としての起用が大半である。「3番ファースト福浦」のコールを待ち望んでいるファンは多いと思う。更なる活躍を期待する。

6月2日現在、マリーンズは34勝20敗1分で、首位を堅持している。このまま秋には美酒を堪能できることを夢見て、筆を擱くこととする。

「国民生活センター」って どんなところ？

弁護士 野々山 宏



1、国民生活センター理事長に就任しました

2010年4月20日に「独立行政法人国民生活センター」の理事長に就任しました。この理事長職はこれまでは、官僚出身の方が就任していましたが、民主党政権の方針で、民間等からの就任が求められ、私が就任することとなったものです。これまで、弁護士として、あるいは消費者団体の役員として、在野の立場で消費者問題に取り組んできましたが、これからは公的機関の役員の立場で消費者問題に取り組むことになります。就任後日も浅く、急な就任でもあったため、日々勉強の毎日です。これまでの取り組みで培った視野や視点を大切に、職務を全うしたいと考えていますので、応援をよろしくお願いします。

2、国民生活センターは何をやっているのか

私は、弁護士や消費者団体の活動の中で、「国民生活センター」が何をしているところかある程度知っていました。しかし、理事長職に就いて皆さんとお話すると、「国民生活センター」が具体的に何をしているのかは、まだ十分に周知されていないようです。

国民生活センターは、国や全国の消費生活センター、自治体相談窓口などと連携して、消費者被害の救済や被害防止・拡大防止のための中核的機関の役割を果たしています。具体的には以下のような事業をしています。

- ①消費者被害など消費生活に関する情報の収集・分析・提供活動…全国の消費生活センターとオンラインで結んで、そこに日々寄せられる相談情報や危害情報を一元的に収集し、これを分析しています。被害の拡大・未然防止のために、その結果をHP、メルマガ、記者発表などを通じて最新の情報として提供をしています。収集される情報は、年間100万件近くあります。ぜひ、同センターのHPをご覧ください。日々の消費生活に役立ててください。これらの情報は、国の政策にも役立てています。最近では、生命や身体被害に関する情報を一元的に集約して提供する「事故情報データベース」もHP上で運営しています。
- ②教育研修活動…消費者被害の救済の最前線は、全国の消費生活センターや自治体相談窓口であり、そこで相談を担当する消費生活相談員や自治体職員の皆さんが直接解決にあたっています。国民生活センターでは、これらの相談担当の皆さんの知識や解決技法の習得のための研修講座を全国で実施しています。基本的な知識から、レベルの高い被害救済措置まで、全国の相談がどこでも高いレベルで確保できるように様々な研修を全国で実施しています。また、市民や企業向けの教育や研修も併せて行っています。
- ③消費者トラブルの解決に向けての支援活動…全国の自

治体の消費生活相談や自治体相談窓口で相談を受ける担当相談員の方が、解決の方向についてよくわからなかったり、より詳しい情報が欲しいときに、相談担当者の方からの問い合わせに助言したり、共同して処理したり、自治体に代わって直接処理するなど、自治体の相談窓口への支援活動をしています。これらは消費生活センターに対するアドバイザーの役割です。これらには、消費者相談に習熟し、最新の知識を持った経験豊富な相談員が担当しています。また、市町村の相談窓口には経験豊富な相談員が直接行って、助言等を行う巡回訪問指導もしています。

- ④商品テストをしてその結果の情報提供活動…全国の自治体の消費生活相談には、商品事故に関する相談も寄せられます。自治体の商品テスト施設は十分ではないので、これらの事故商品について、国民生活センターで受け付けて商品テストをしてその結果を当該相談機関に情報提供しています。また、問題が多く寄せられる商品については、被害の拡大・未然防止のために、使う消費者の視点で商品テストを行い、その結果を記者発表、HP、雑誌掲載などで公表しています。ぜひHPを見て、生活に役立ててください。
- ⑤広報・啓発活動…消費者相談情報や商品テスト情報の結果を、より迅速に広報するとともに、パンフレットや「月刊国民生活」「くらしの豆知識」「消費生活年鑑」などの定期発行物を通じて啓発をしています。
- ⑥裁判外紛争解決手続（ADR）として、紛争解決委員会の運営…全国各地の消費生活センターへの支援だけでなく、国民生活センター自身も直接相談窓口を設けているとともに、重要な消費者被害については「紛争解決委員会」を設けて、ここで具体的な事件の解決に向けて、調停などの場を設けています。この1年で、100件以上の申し出があり、和解が成立したものも数多くあります。
- ⑦これらの各事業を、東京・品川と神奈川県・相模原の二つの事務所で、120名余りの職員で行っています。

3、国民生活センターの今後

国民生活センターの上記の各事業は、それぞれ独立しているのではなく、関連しあって、全国の消費者相談窓口や消費者への支援をして、被害救済と被害の未然・拡大防止を図っています。消費者被害が多発している現状では事業仕分けで指摘された課題を解決しながら、全ての事業でさらに機能強化が必要です。2011年9月末の任期まで、効率化をはかりながら、いかに機能拡充と機能強化をいかに図っていくか、頭を悩ませることになりそうです。

ケンブリッジ滞在記

弁護士 坂田 均



2010年2月8日から3月11日までの約1ヶ月間、ケンブリッジ大学に行ってきました。同大学では、知的財産法が専門のベントレー先生とセビル先生の指導を受けることができました。両先生は現在の欧州をリードする研究者で大変お忙しくされていたにもかかわらず、時間を割いて親切にご指導していただきました。ベントレー先生は18世紀英国著作権法史、セビル先生は19世紀欧州著作権法史を専門にしておられました。著作権法を歴史的に考察するという研究姿勢にまず驚きました。18世紀は英国著作権法の草創期で、1710年に世界で最初の著作権法（the Statute of Anne）が制定されています。これに対して、19世紀は欧州著作権法のハーモナイゼーションの時代で、英国著作権法が大陸著作権法との間で妥協を迫られた時代です。法学部の図書館にある一番古い判例集（English Reports）を開くと、そこには1677年のケースが載っています。私が今回持ち帰った一番古い判例は、海図の無断改変を扱った1785年の Sayre v. Moore 事件判決です。この時代に英国では既に二次的著作物の議論が行われていたのです。英国では、著作者の権利は経済的権利として発展し、創作性も author's intellectual creativity ではなく labor, skill, judgment で判断するということになっています。その背景については大いに興味がそそられるところです。

今回の訪問で、最も印象深い出来事はコーニッシュ先生（ベントレー先生の恩師）とお会いできたことでした。約束の時間に研究室にお邪魔すると、しばらくして、自転車用ヘルメットかぶったままの姿で登場。哲学者のよう。40分にわたってお話を伺い、また、質問に丁寧に答えていただきました。英国著作権法の歴史、大陸法とのハーモナイゼーション、著作権があくまで経済的権利であること、従って英国では著作者人格権（moral rights）の実質は statutory duty にすぎないこと、大陸法とは著作権法の体系が異なること、それを乗り越えることは容易でないこと等お話いただき、大変意義深い時間でした。コーニッシュ先生は歴史に残る大学者。一緒に記念写真を撮りたかったのですが軽薄すぎていえませんでした。

ところで、ケンブリッジ大学は13世紀に創立され、ニュートン、ダーウィン、ケインズ、ラッセル等多くの世界的な研究者を輩出した大学です。学部と31のカレッジ

で構成されています。私は、クレアホールというカレッジに滞在して法学部に通っていました。研究者用の宿泊施設が充実しているところがこの大学の特色の一つです。大学はケム川を挟んであり、美しいお城のような建物で溢れています。あたかもエリザベス1世の頃にタイムスリップしたかのような錯覚に陥ります。ほぼ毎日自炊をしておりましたので、夕方キングスカレッジを通り抜けて、マーケットプレイス近くにあるスーパーで食材を購入して帰宅するという生活をしていました。存分に「学生生活」の贅沢をさせてもらいました。滞在中のもう一つの印象は、日本の存在感が薄くなったことです。1980年代後半にニューヨークにいた頃は、日本は圧倒的な存在感で注目の的でしたが、今回はどこへ行っても「中国」でした。



セビル先生と



キングズカレッジ

新薬は素晴らしい？

弁護士 永井 弘二



2004年に提訴した薬害イレッサ訴訟は、今年7月（大阪）、8月（東京）に結審を迎えます。今年4月には薬害肝炎で設置された検証再発防止会議（略称です）が最終提言を出しました。こうした中で薬の問題も浮きび上がってきました。

科学の進歩により様々な新薬が開発され、画期的な新薬によって医学が進歩していくことは素晴らしいことです。しかし、薬の本質は「人体にとって異物である」のも事実です。薬の有効性と安全性、品質が確保されないと、サリドマイド等以来の薬害をまた繰り返してしまうことになりかねません。医療関係者や私たち患者となる側でも、こうした薬の本質をわきまえる必要があります。

薬の開発過程をざっと概観すると次のようなことになります。

まず、病気に効きそうな物質を探します^{*1}。候補物質が見つかり動物実験などの前臨床試験に進みます。ここでは、物質の薬理学的、薬物動態的な特性を確認しつつ、安全性を検討します。前臨床試験の基本的な目的は、人に対する臨床試験に進んで良いかどうかの判断ということになります。

人に対する臨床試験は第Ⅰ相から第Ⅲ相に分かれます。第Ⅰ相試験は、通常少数の健康人を対象にして安全性を確認します。はじめての人への使用であり、倫理的な配慮と共に安全性の確認が優先されるのです。第Ⅱ相試験では50人～100人程度の患者さんに物質を使用して、物質の薬理的な「効果」^{*2}と安全性を確認します。第Ⅲ相試験では、数百人から多くて千数百人ほどの患者さんに物質を使用して、本来の「有効性」^{*2}と安全性を確認します。第Ⅲ相試験まで合格してはじめて薬として承認されます。

しかし、第Ⅲ相試験でもせいぜい多くて千数百人程度の患者さんに使用されただけで、市販後は数万人、数十万人以上の患者さんが使用することになります。薬の副作用は個々の体質等で全く異なってきます。したがって、臨床試験ではなかった副作用が市販後に発現する可能性があります^{*3}。そのため薬事法でも、承認されたらそれで終わりではなく、副作用報告、市販後調査、再審査・再評価など市販後安全対策の制度が設けられています。

つまり、現在の薬事法でも、薬は承認されたからといっ

て完全に有効性、安全性が確認されたとは言えず、長年使用されることで有効性と安全性が確認されていくという建前です。薬は市販後に「育薬」されると言われるのもこのためです^{*4}。

こうした制度自体を問題にするつもりは全くありませんが、承認されたての新薬にはこうした限界があるということを前提にする必要があります。製薬メーカーも、安易に「画期的新薬」などと宣伝するとイレッサのような問題が生じることを念頭に置くべきでしょう。慎重な医療機関では、新薬は原則として1年間様子を見て使用しないというところもあります。

「新薬＝科学の成果」だと無条件で受け入れるような態度は、医療関係者としても患者としても、大変危険な場合があります。これを前提にしなければなりません。

^{*1} ここが最も進歩したところで、病気を分子・遺伝子レベルで解析して標的を設定し、生化学的に標的に効果を発揮しそうな物質を合成するなどして候補物質を選択するようになってきたそうです。分子標的薬と呼ばれるものもそうですが、間違えてならないのは、標的を絞ったからといって、自動的に安全性まで確認されたことにはならないことです。当たり前ですが「分子標的薬＝副作用が少ない」とは言えません。イレッサでは、「分子標的薬だから副作用が少ない」といった宣伝がなされ、医療現場での混乱を生む要素の一つとなっていました。

^{*2} 候補物質の薬理学的な「効果」と患者さんに使用した場合の「有効性」は厳然と区別され、薬として成り立つためには「有効性」が必要です。抗がん剤での「効果」は腫瘍の縮小などで、「有効性」は患者さんの延命などです。腫瘍が縮小しても副作用等で寿命が縮まっては何にもならないということです。「有効性」の確認には、多人数の患者さんによる比較臨床試験（候補物質を使用する人と偽薬等を使用する人に分けて、延命など有効性の指標の差を統計的に分析します。）が必要になり、第Ⅲ相試験でしか確認できません。

^{*3} 薬の世界では千人に1人、0.1%の副作用は決して稀な副作用ではありません。この副作用を見つけるためには、千人の患者さんではなく3倍の3000人の患者さんに使用する必要があります。統計学の常識とされ「3倍の法則」と言われます。

^{*4} WHOは「エッセンシャルドラッグ」として、人類が長年使用してきて、有効性と安全性が確認された薬のリストを公表しており、三省堂から「世界のエッセンシャルドラッグ」として翻訳が出版されています。これらの薬で良ければ、その方が薬価も安く、敢えて薬価の高い新薬を使う必要はないと言えるでしょう。

携帯電話の解約料 9975 円って 払わないといけないもの？

弁護士 長野 浩三



1 携帯電話の解約料？

ドコモの「ひとりでも割」「ファミ割」や au の「誰でも割」では、2 年の定期契約として基本使用料金を通常の半額とし、その間に契約を解約する場合は 9975 円の解約金を徴収しています。2 年経過後も 2 年目の更新月以外に解約する場合には、やはり 9975 円の解約料をとられます。消費者契約法は事業者と消費者の間で締結された契約条項でも、事業者が生じる平均的損害を超える解約料や消費者に一方的に不利益なものは無効としています（同法 9 条、10 条）。では、これらの解約料を定める契約条項は消費者契約法により無効とならないでしょうか。

この携帯電話の解約料については、適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN）が差止請求に取り組んでいます。

2 KCCN とは

私は、KCCN の理事・事務局長をしています。KCCN は、京都の消費者、消費者団体（NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）、欠陥住宅京都ネット、京都府生協連）、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士ら約 100 名で構成するネットワーク組織です。適格消費者団体は、事業者の不当行為を差し止める訴訟を提起することができる特別な消費者団体です。KCCN は、2007 年 12 月、4 番目の適格消費者団体として内閣総理大臣より認定されました。

3 解約料の不当性

(1) MNP（ナンバーポータビリティ制度）の趣旨を没却

2006 年 10 月に導入された MNP は電話番号を変更することなく携帯電話会社を変更できるものであり、これにより消費者は携帯電話各社を比較検討し、電話番号の変更を気にすることなく携帯電話会社を変更できることとなりました。その制度趣旨は利用者の携帯電話会社の選択の自由を確保することとそれを通じた自由な競争の促進にあると考えられます。

消費者は、通常、一つの携帯電話会社と契約しているので、消費者が、携帯電話会社を自由に選択するためには、従前の携帯電話会社を解約し、別の携帯電話会社と契約できることが条件となります。したがって、ある携帯電話会社が利用者の解約を制限することは、解約しようとする当該携帯電話の利用者の権利を侵害するばかりか、消費者の利便性を競わせる競争政策を阻害するものといえます。

上記の解約金は、定期契約期間中の解約を不当に制限する趣旨であり、消費者を携帯電話会社との契約から逃れにくくすることで、本来消費者が自由に解約し、携帯電話会社を自由に選択できる権利・利益を阻害し、不当に制限しており、消費者に一方的に不利益な条項に該当すると考えられます。

携帯電話会社では、基本料金を 1/2 に割り引いているから解約金を徴収すると説明するようですが、消費者のほとんどは、割引料金で契約しているから、実質的には、高い通常の基本料金で契約する者はおらず、したがって、割り引かれた基本料金は、実質的には、特別な優遇サービスでは

なく、実質的には、消費者のほとんどがその支払のみをしている通常のサービスにすぎません。そうすると、解約金は、通常のサービスを受けるにすぎない消費者に対し、解約を制限するための規定ともいえるから不当であるといえます。

(2) 解約金が平均的損害を超えること

消費者契約法 9 条 1 号は、契約解約時の違約金条項が事業者が生ずる平均的損害を超える部分につき無効としています。

携帯電話の 2 年の定期契約において、消費者が同契約を将来に向かって解除したとしても、携帯電話会社は、将来にわたって契約の提供の義務を免れますから、携帯電話会社には損害が生じません。

例えば、ドコモの SS コースの場合、通常の基本料金価格は 3780 円です。定期契約の場合、基本料金は半額の 1890 円です。消費者が、この SS コースを 1 ヶ月で解約したら、定期契約でない場合との差額は 1890 円です。このときの携帯電話会社の損害は、定期契約をした場合としなかった場合の差額である 1890 円です。そうであるにもかかわらず、解約金条項によって、消費者が、携帯電話会社に対し、9975 円払わなければならないとするのは極めて消費者に不利益であり、ごく短期での解約の場合の解約金が平均的損害を超える部分があることは明らかです。

他方、2 年経過した後の解約金も不当であるといえます。一般に、一定期間契約で拘束する場合の違約金は、一定期間契約を継続しなかったことによって事業者が生じる損害を填補する趣旨です。そうすると、当初予定されていた一定期間経過後は、違約金を取得する合理性はないはずです。定期契約に係る解約金が、契約で 2 年間拘束することの違約金であるとするならば、最初の 2 年が経過した後は、解約金を徴収する必要はないはずです。

4 KCCN では、平成 22 年 4 月 10 日（土）午前 10 時～午後 4 時にこの問題についての 110 番を実施しました。当日の相談件数は 59 件であり、開始から終了までほぼ電話が鳴り続ける状態でした。最初の 2 年間に解約すれば解約料がかかることは知っていたが自動更新によってその後も同様に解約料がかかることになることは説明を受けておらず知らなかった、親や配偶者に携帯電話を持たせていたが、その者が亡くなったため解約しようとしたところ解約料を請求され納得がいかない、自分が海外に行くことになったので携帯電話を解約しようとした際に解約料がかかることになり困っている、携帯電話の電波状態が悪くなったためやむを得ず解約した際に解約料がかかった、などの情報もありました。この 110 番では消費者から大きな反響があり、携帯電話の解約料の問題について、多くの消費者が解約料を不当と考えていることがわかりました。

5 KCCN ではこの問題について解約金条項の差止請求訴訟を提起します。世の中には、たくさんの「解約金」がありますが、ほとんどの解約金条項が正当かどうかは消費者の立場からはほとんど未検討といってもいいと思います。みなさんも身の回りに不当な解約金があれば、是非、KCCN へ情報提供下さい。

「草食日本人とアメリカの多様性？」

弁護士 小原 路絵

(2010 年秋よりインディアナ大学ロースクール (LL.M.) に留学予定。)



2010 年 4 月 11 日付けのワシントン・ポスト紙で、アメリカへの日本人留学生がここ 10 年で半減しており、その理由を日本人の草食化にあると指摘している記事が掲載されました。対して、中国、韓国、インドからのアメリカへの留学生は増加しているとのことでした。私は、2009 年 7 月よりニューヨーク大学ロースクールに客員研究員として留学中ですが、確かに、私の周りだけでも日本人留学生の減少を実感することがあります。同記事は日本人の減少の原因として、草食化（ストレスを避け、リスクをコントロールし、自分の牧草内で草を食べる。）の他に、バブルの崩壊や、日本人がアメリカ留学に価値を見出さなくなったなどと述べています。（ただ、同月 17 日付の J Cast (<http://www.j-cast.com/2010/04/17064626.html>) が指摘するように、文部科学省のデータによると、98 年以降の日本人の海外への留学生数は 8 万人前後で推移しており、ここ 10 年で減少していることはないようです。とすれば、単純に考えると、海外に留学しようという日本人の総数は変わっておらず、ただ、その留学先としてアメリカを希望する人が減って来ているということでしょうか。)

また、アメリカで生活していると、他のアジアの人達、特に中国人の勢いを実感することがよくあります。アジアの基軸通貨の議論もありますが、日本は現在世界二位の GDP を誇っていますが、三位の中国に抜かれるのも時間の問題という見方もあるようです。また、厚生労働省によると、日本の 2006 年の相対的貧困率は 15.7% になるということです。このデータに関し、2010 年 4 月 21 日付けのニューヨーク・タイムズ紙は、日本の貧困率が、アメリカの 17.1% に近づいたという記事を掲載しました。

私もアメリカに来た当初、世界二位の経済大国という自負をどこかで負っていたように思いますが、色々な国の人と交流した際に、日本人だからといって何がどうだということは全くなく、むしろ、日本って、こんなにアメリカで影が薄かったんだと思うこともありました。バブルの前は、日本の経済成長が注目されていたようですが、今日本に興味を持つアメリカ人は、日本の文化に惹かれている人が多いとも聞きます。

また、2010 年 3 月、私は、国連の第 54 回女性の地位委員会に出席する機会に恵まれました。かかる国際会議は 1975 年のメキシコ国際婦人年から始まった長い歴史のあるもので、今年は 1995 年の北京宣言から 15 年という記念大会でもあり、世界各国から約 3400 人もの NGO の人が参加されたということでした。会議を傍聴していて感じたのは、草食化しているかどうかはさておき、国連会議での日本の存在感の薄さです。各国の参加者は、英語があまり話せなくても、自分の話を聞いて欲しい、という押しの強さというか、熱意を感じました。

さらに先日、ハイチにボランティアに行かれた在米日本人ジャーナリスト津山恵子さんの講演を聴く機会がありました。

彼女は、アメリカ人 10 人とともに NPO の活動として、3 月に 10 日間ほどハイチに滞在されたということでした。ボランティアに加わった他のアメリカ人の中には、数日前に雑誌社を解雇され、時間ができたからということでボランティアに参加された方もいたそうで、その方は、自分でもスモールチェンジを起こせることができないかと思って参加してみたが、それは果たせたと思うと話されていたそうです。

こうしてこちらに来て感じたことをつらつら書いてみますと、日本は内にもった国民性で、また、だんだんと貧困問題が深刻になってきて、他方アメリカはそうでなくていいという様なことが言いたいようにも思いますが、決してそうではありません。こちらに来て、日本の良さを再認識したことも沢山ありますし、日本人としてのアイデンティティを意識し始めたようにも思います。確かに、アメリカという国は、国籍、出身にとらわれない多様性の国であると感じることもあります。ことに私が今暮らす NY は、移民が多く、NY に暮らし始めたら誰でもニューヨーカーというような懐の広さを感じることもあります。日本という国にアメリカ人が興味を抱いていないというよりも、国籍でどうだということではない個人主義の国であるという見方もできるのかなと思います。しかし、他方で、ちょうど私が渡米したばかりのころ、最高裁判事にヒスパニック系女性が初めて採用されたということがニュースになっていました。オバマ大統領が大統領になり、アメリカは人種差別を克服したかのように捉えられることもありますが、やはりまだ保守的な面が残っていると感じることも多く、このニュースもこれがニュースになること自体、アメリカの閉塞性を見たような気もしました。

アメリカで暮らしてみて、まだ 1 年未満で、アメリカのことがわかったということではありませんが、こちらに来て、日本という国、その社会、また日本人をアメリカや他の国と比べてみるが増えました。日本にいと、意識しないうちに自分や日本を中心に物事を捉えてしまうことが多かったのですが、日本だけで鎖国して生きていくことはできませんし、世界の中の日本を意識することや、色々なことに対する自分の知識のなさを思い知りました。日本の常識が通用しない社会で、全く異なった価値観の中での暮らしは、色々な意味で刺激的で、よい経験をさせてもらっていると思います。



インディアナ大学キャンパス

お勧めの「日帰り遠出」スポット ありますか？



弁護士 茶木 真理子

私には2人の子供がいますが、休日になると「どこかに行きたい。」と子供達から必ずリクエストが出ます。普段は自宅近くの公園へ行って済ませてしまうことが多いのですが、それでは子供達は納得してくれず、時には遠出をすることになります。しかし、この「遠出」となると、行き先に迷うことが多々あります。お子さんがいるという方は、同じような悩みを感じられることが多いのではないのでしょうか。

子供のための「遠出」ではありますが、親なりのこだわりもあります。まずは、目的地までの道路が混まないこと。我が家の子供達はまだ小さいため、目的地への行き帰りの時間がある程度予測して出掛けたいということになります。次に、子供達が好きなだけ動き回れるスペースがあること。これは我が家の子供達が体を動かす遊びが好きなためです。そして、最後に、これが一番重視していることといっても過言ではありませんが、「遠出」のついでに美味しいものが食べられること。子供達は、お母さんの作ったお弁当を食べることを期待している節もありますが、残念ながら休日の朝からお弁当を作る体力や気力が私にはありません。かといって、コンビニのお弁当や売店の軽食ではつまらない、ということで「ついでに美味しいものを食べることができる場所」が「遠出」の条件になってくるわけです。

このような私達家族のこだわりを充たしてくれるところを探して見つけたいいくつかのお勧め「日帰り遠出」スポットを、今回ご紹介したいと思います。

●伊賀の里 もくもく手作りファーム

名前にもあるとおり、三重県の伊賀市にあります。遠いイメージがありますが、私の住んでいる京都府南部からは、一般道だけを通って車でちょうど1時間程度着きます。途中の道路は、これまで混んだことがありません。

園内は緑が多く、可愛いミニブタが放し飼いにされています。ポニーに乗ったり、牛の乳搾り体験もできます。私達家族はまだ体験したことがありませんが、手作りのウィンナー教室があったり、いちご狩りをするなどこともできます。

このように娯楽も満喫できるのですが、ここの特徴は、何といってもとても美味しいバイキングレストランがあることです。自家製のハムやウィンナー、パン、

デザートに子供達は大喜びですし、旬の取れたての野菜を使ったたくさんの料理に大人も満足できます。ただし、難点は、とても人気があるので、ご飯時になると長蛇の行列ができること。1時間待ちも珍しくありません。私達家族は必ず早めに行って、オープンと同時に席を確保するようにしています。

●矢橋帰帆島公園

滋賀県草津市の琵琶湖畔に作られた公園です。公園全体はグラウンド等もありとても広いのですが、私達がいつも行くのは、そのうちのアスレチックのある子供広場です。

ここは、子供の保育園の遠足先ということで知りました。種類が豊富なアスレチックで遊んでもいいし、自分たちで持ち込んだ遊具で思いっきり体を動かすこともできます。また、二人乗りや四人乗りといったユニークな自転車が揃ってある広場（これは有料です）もあります。

親にとって重要な「食」ですが、残念ながら公園内にはレストラン等は一切ありません。しかし、JR草津駅前に上記もくもくの直営レストランがありますので、思いっきり遊んだ後に、車で10分程度移動すれば、美味しい食事をいただくことができるというわけです。

●アグリパーク竜王

こちらは滋賀県蒲生郡竜王町にあります。ここも「農業公園」ということで、上記もくもくと同様、いちご狩りをしたり、動物とふれあえる広場があります。

ここの特徴は、道具や食材の一切を施設側が用意してくれる炭火バーベキューが楽しめることです。比較的手頃な値段で、また、準備も後片付けもなしで、近江牛と地元野菜のバーベキューを満喫できますので、親にとっても言うことなしです。

バーベキューのほかに、子供が気に入ったのは、グラウンドゴルフです。小学校に入る前の子供でも簡単にでき、大人も一緒に楽しめるので、こちらもお勧めです。

いかがでしたでしょうか。

皆さんもお勧めの「日帰り遠出」スポットがありましたら、是非ご紹介ください。

初心者が教える初心者のためのツイッター講座



弁護士 谷山 智光

ツイッター（twitter）をご存じでしょうか？アメリカのオバマ大統領が大統領選挙の際に活用したということで脚光をあびたサイトです。その後、日本語版もできて、日本でも利用者が急増しています。大臣や国会議員、ジャーナリスト、企業なども利用しています。かくいう私も最近ツイッターを始めました（<http://twitter.com/taniyama>）。

そこで、ツイッターとはどういうものなのかを、実際の体験に基づいて、できる限り分かりやすく説明したいと思います。ただし、私自身初心者なので、用語の使い方等間違っているかもしれませんが、あくまで初心者向けということでご容赦ください。

ツイッターとは簡単にいうと「ブログ」みたいなものです。ある文章を書いて（これを「ツイート」といいます。）、それを公開し、不特定多数の第三者に読んでもらいます。これまで、不特定多数の人に対して、何かを伝えようとするときは、本を出版したり、ビラを印刷したり等、費用がかかりました。しかしながら、ツイッターは全く費用がかかりません。ツイッター（<http://twitter.com/>）に登録して、アカウント（私の場合であれば、「taniyama」に相当する部分）を作成すれば、すぐに利用できます。

ただし、ブログとは以下の点が異なります。第1に、140文字以内という字数制限があります。140文字では、ほとんど伝えたいことが書けないのではと思われるかもしれませんが、実際に書いてみると結構書けます。140文字以内で自分の伝えたいことを書かないといけないので（そんなにたいしたことは書いていないのですが…）、要点をおさえる訓練にもなります。また、140文字以内なので、電車での移動時間等に携帯電話等から気軽に入力する（これを「つぶやく」と言ったりすることもあります。）こともできます。第2に、ブログは、読み手が書き手のサイトにアクセスしてブログを読みますが、ツイッターは読み手のサイト（これを「タイムライン」といいます。）に書き手のツイートが送られてきます。たとえば、ある企業に興味があれば、その企業をチェックしておく（これを「フォローする」といい、チェックされた側からは「フォローされる」といいます。）、その企業のツイートがタイムラインに届きます。ちなみに、私のツイッターも、2010年5月段階で約130の方にフォ

ローされています。第3に、即時性に優れているということです。ブログだと、読み手が書き手のサイトに適宜アクセスしないといけないので、いつブログが更新されたかどうか分からず、更新後すぐに読むということができないことがあります。しかしながら、ツイッターの場合は、書き手がツイートすると、それをフォローしている読み手に瞬時に送られるので、読み手は自分のタイムラインさえ見ておけば、随時書き手のツイートを読むことができます。そういう意味では、ある宣伝をするときにツイッターは有効でしょう。実際に商品やイベントの宣伝をツイートしている企業もあります。

もっとも、ツイッターにも気をつけたいといけない点があります。どのような媒体であろうとそうですが、名誉毀損等の発言をしないことです。つぶやくという性質上、深く意識せず不適切な発言をしてしまう危険はより高いと思います。自分のツイートが不特定多数のフォローしている人に瞬時に流れることからすると、かかる発言の影響は甚大です。

以上でツイッターの基本は押さえることができたと思いますが、ツイッターの面白さは、実際にやってみないと分かりません。私もツイッターを始めてみて、その面白さにはまっています。今後も、日々の出来事や弁護士としての意見等々をツイートしていきたいと思っています（もちろん、弁護士は職務上、守秘義務を負っていますので、個別的な事件については触れません。）。

ぜひ、みなさんもまずはアカウントを作ってみてください。なお、その際は私をフォローしていただくこともお忘れなく！

「いしゃがよい」と節句人形

弁護士 北村 幸裕



私には、娘と息子、二人の子どもがいます。かわいい子ども達のために、うちでは、毎月、福音館書店が発刊している「こどものとも 0,1,2」と「こどものとも 年少版」を購入しています。

これは、毎月1冊、様々な作家さんの絵本が廉価で購入できるというものです。自分で絵本を買うと、どうしても絵本の傾向が偏ってくるのですが、これを毎月購入していると、様々なタイプの絵本に触れることが出来ます。実は、子ども達だけではなく、私も毎月楽しみにしています。

2010年1月号の「こどものとも 年少版」の絵本は、「いしゃがよい」（さくらせかい作）というものでした。
＜あらすじ＞

山で迷子の子パンダを見つけたエンさんは、ファンファンと名付けて育てることにしました。ところが、ファンファンは体が弱いので、エンさんは、ファンファンを医者連れて行かないといけません。エンさんは、ファンファンを自転車の後ろに乗けて、何度も何度も、二つ山を越えたところにいる医者まで通います。

やがて、ファンファンは大きく丈夫に育ちましたが、今度はエンさんが年老いてきました。そこで、今度は、ファンファンが、エンさんを自転車に乗せて、二つ山を越えたところにある医者まで通います。

こうして、二人はいつまでも仲良く暮らしました。

素朴な絵で、二人の愛情あふれる交流を表現した温かい作品で、対象年齢が2～4歳なのですが、私のはまってしまいました。子どもに読み聞かせる度に、じ～んときています。

話は変わりますが、今年の5月5日は、息子の初節句でした。

私の実家には五月人形があります。私は弟との二人兄弟なのですが、祖父母や両親が、きっと無理をして私たち兄弟のために立派な五月人形を購入したのだと思います。私達が小さいころ、決して広いとはいえない実家の一部屋に、えらく不釣り合いでゴージャスな五月人形が飾ってあった記憶が今でも残っています。

その後、私達兄弟も大きくなり、次第に五月人形は飾られなくなりましたが、私の両親は、いつか孫が出来たときのためにと、その五月人形を大切に保管していました。

今年、息子の初節句のため、実家には、立派な五月人形が飾ってありました。私の記憶に残っていたのとほとんど変わらない状態の鎧武者が、デーンと偉そうに部屋の真ん中に鎮座していました。もっと大きいと思っていたのですが、記憶にあるのよりも何だか小さく感じ、私が大きくなったのだなあと、時の流れを実感しました。

この五月人形は、初めに産まれた男の子にあげることでしたので、私の息子がもらうことになりました。

また話は変わりますが、私たちのことをかわいがってくれた祖母が昨年亡くなりました。私の両親は、祖母と同居はしていませんでしたが、よく祖母の面倒を見ていました。近年、ずいぶん認知症が進んでいたようですが、きっとうちの両親が懸命に注いでいたであろう愛情を日々実感していたのではないかと思います。

毎日の日常生活の中では、家族だけでなく、仕事、遊び等々、あらゆる人間関係において、横のつながりを意識することは多いです。私が今よりももう少し若かったころは（今でも若いと思いますが）、横の関係だけで世の中が構成されていると思いこんでいました。

でも実際のところ、私たちを取り囲む人間関係は、横の関係だけで成立していることはなく、時間軸を表す縦の関係があります。この縦系はシャイで、表には積極的に出てきませんが、これを通じて、伝統であったり、文化であったり、技術であったり、ノウハウであったり、様々なものが受け継がれており、私たち一人一人のバックボーンとなっているのだと、最近改めて意識するようになりました。

子育ては本当に大変なことばかりで、子どものために、何度も一山越え、二山越え、自転車で医者に通う必要があります。その一方で、今度は、自分の親を自転車に乗せて医者に通うことになります。

昔から繰り返されてきたこの「いしゃがよい」に、両親が加わり、私たち夫婦も加わり、いずれは私の子ども達も加わって、いつまでも繰り返していくのでしょうか。

私の娘は、北村家では初めての女の子だったため、両親が、新しくひな人形を購入してくれました。

娘のひな人形と息子の五月人形は、二人の子ども達が大きくなって、いつか子どもが産まれたときに備えて、私たち夫婦が大切に保管していきたいと思っています。

Serendipity と法律家

弁護士 福市 航介



1 Serendipity とは

セレンディピティ (serendipity) という言葉を皆さんはご存じでしょうか。セレンディピティとは、偶然に閃きを得て幸運を掴み取る能力をいいます。この言葉は、イギリスの小説家であるホレス・ウォルポールが著した『セレンディップの三王子』という物語に因んだものです。この物語は、王からドラゴン退治の課題を命じられた王子3人が、旅を続ける途中で様々な出来事に出会い、機知に富んだ発想でその出来事から様々な幸福を発見するというもので、セレンディピティという言葉は、この物語からウォルポールが作った造語です。

2 「閃き」と「課題」

この言葉の意味を考えるについて、2点注目すべき点があると思います。

(1) 問題意識と閃き

一つは、「閃き」が必要であることでしょう。閃きが必要である以上、閃く土台が必要なはずです。閃く土台とは、自分で問題意識を持っていることだと思います。そうでなければ重要なことも気づくことはできずに日々を過ごしてしまいます。常に問題意識を持っているからこそ、細かな出来事でもそこから閃くことができます。そして、問題意識を持つためには、現状に対して安易に肯定するのではなく、一つ一つの物事をつぶさに観察して、考えることが必要です。

(2) 主たる課題と幸運

もう一つは、既に別に課題が与えられていることです。これは、言葉の意味そのものに入っているものではありませんが、別の目的という主目的があったからこそ、いわばそこから寄り道した場合の発見等が幸運に見えるのです。

(3) 単なるラッキーとの違い

セレンディピティは、単に偶然に幸運を掴み取る能力のことを指すものではなく、既に別の課題が与えられていることや幸運を見つけるための聡明さや別の主たる目的が必要である点で単なるラッキーとは違うものです。そのような積極的な行動力というか、ベクトルが必要です。これがあってはじめて偶然に必要な幸運を手に入れることができるのでしょう。

3 法律家とセレンディピティ？

(1) 法律家にはセレンディピティが必要

一般に、セレンディピティという言葉は、科学的

な発見をより身近なものとして説明するためのエピソードの一つとして語られることが多いといわれています。しかし、このセレンディピティという能力、実は法律家にも必要であると思っています。もっとも、ここでの掴み取るべき幸福は、自分自身の幸福ではなく、社会のそれです。

(2) 広く社会に目を向ける必要性

法律家は、文字通り、法律を運用する立場にあるわけですが、その法律や現在の運用自体を所与のものと考えがちです。もちろん、現場にある紛争を既に決まっているルールに当てはめて物事を解決することが主たる仕事ですし、それによって救われる人がいることは間違いありません。

しかし、法律家はそれだけでは足りません。その法律や法律の運用自体に疑問を向けなければなりません。現状を安易に肯定するのではなく、社会をつぶさに観察し、問題意識を持つ必要があります。社会をつぶさに観察すれば、未だ救われない人がいることに気づき、それを救うための方法が見えてきます。

(3) 面会交流の現状を例にとると

例えば、親と子との間の面会交流についてはどうでしょうか。現在、実務では、面会交流の審判は1ヶ月に1回日帰りが主流です。しかし、それで親子の交流は健全になされるとは思えません。もちろん、例外はあるのですが、両親が離婚をしても親子の絆を断ち切らず、できる限り離婚前の交流状況を確保することが世界の潮流です。そのためには、親権・監護法制やその周辺制度を変える必要があることが見えてくるように思うのです。

4 おわりに

社会の幸福を掴み取るためには、法律家は単なるラッキーに頼ってはなりません。社会の現状を変えて未だ救われない人を救うための努力を怠ってはならないと思います。セレンディピティという言葉の一般の使われ方と異なりますが、このような発想を持っても間違いではないと思っています。

ちなみに、私は先日結婚をしたのですが、妻との出会いを考えると、個人的には妻との結婚にはセレンディピティという言葉がしっくりきます。もっとも、私に聡明さがあるかどうかは大いに議論があるとは思いますが…。

以上

法律紹介 1

反社会的勢力リスクの企業対応

弁護士 井上 博隆



1、反社会的勢力を巡る動き

4月に、富士通の前社長が辞任したのは、反社会的勢力（以下、反社という）と付き合っていたことが理由であったと会社側から発表されました。

5月には、日本相撲協会の親方が大相撲の特別席を暴力団幹部に流していた件で、その親方は降格させられ、部屋は閉鎖となりました。

以前から、特にバブル崩壊後、反社に対する企業のあり方が厳しく問われてきました。平成18年には反社の脅迫に応じて巨額の金員を渡した企業の取締役、忠実義務違反・善管注意義務違反として損害賠償責任を認めた最高裁判決（蛇の目ミシン事件）が出たり、平成20年には、反社に居住者の立ち退き交渉を依頼していた不動産会社が、この事実が明らかになって、事業が立ちゆかなくなり、民事再生手続をすることになった事件（スルガコーポレーション事件）等があります。

最近、更に、金融機関や大企業等を中心に企業の反社会的勢力との関係遮断の動きが強くなっています。

2、反社についての国の指針

近年、暴力団をはじめとする反社は、組織実態を隠す動きを強め、企業活動を装ったり等して不透明化し、経済活動を通じて資金獲得活動を巧妙化しており、これらに対する、強い社会的規範が求められてきました。

このため、平成19年、国は、企業防衛だけではなく社会防衛のためにも、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を発表しました。

この指針では、①企業において反社に対する明文の行動規範等を設けるとともに、経営トップ以下が、組織全体として対応すること、②反社とは取引関係を含め一切の関係を遮断すること、③不当要求に対し民事刑事の両面から法的対応を行うこと、④事案を隠蔽するため裏取引や資金提供を行わないこと、⑤平素から、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をとることを求めています。

ここで、反社とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要であるとされ

ています。

そして、反社であるとの疑いを生じた段階においても、関係遮断を図ることが大切であるとされています。

3、企業の対応

この指針自体は、法的拘束力はないとされています。

しかし、この指針を受けて、金融庁は、銀行など金融機関、保険会社、金融商品取引業者等に対する監督指針を定めて反社との関係遮断を進め、これに反するときは、各業法上、業務改善命令等を受けることになります。証券取引所でも、指針に対応した取組が進められ、上場審査や上場廃止の重要な検討項目とされています。

また、会社法では、大企業において、反社との関係遮断について、内部統制システムを整備する義務が規定されています。そして、反社の不当要求に応ずることは、会社法上、取締役の忠実義務・善管注意義務違反と考えられています。

最近、福岡県等九州の4県では、事業者の暴力団等に対する利益供与等を禁止する等の暴力団排除条例を制定しています。

このため、前記監督指針をうける企業や大企業等で、反社との関係遮断の基本方針を公表し、そして、個別の契約書等で、取引先等との間で、取引先等が将来も含めて反社でないことの表明・確約を求め、また、これに反したときや、反社であることが判明したとき、不当要求行為等をしたときには、契約関係を解除できる旨の規定を設けることが増えています。

自社が、反社に当たらなくても、反社と分かりながら取引をしていた場合、前記スルガコーポレーションのように他の取引先から取引を縮小・停止されることもあり得ます。

前記富士通で問題となっているように反社の認定手続、自社・業界等の反社のデータベース化、警察等との連携のあり方等色々課題はありますが、新聞報道によると、日本証券業協会と警察庁は暴力団組員の情報を即座に提供することを合意する等、この流れは、より強くなっています。

法律紹介 2

少額訴訟手続



弁護士 草地 邦晴

1 「売掛金や貸金があるのに、なかなか払ってもらえない。もっと強い手段に出たいが、金額も小さいし、あまり時間や費用をかけるのも…。」こんな場合に利用できる訴訟手続に少額訴訟手続があります。

少額訴訟も基本的には通常の民事訴訟と同じですが、比較的低額な訴訟について、簡易な手続きで、迅速に紛争を解決できるように、その審理や判決の内容などに特則が設けられています。

2 少額訴訟の特徴

(1) まず審理上の特徴として、①1期日で終結し、原則として終結後直ちに判決が言い渡されるという点があります。通常訴訟の場合には、普通数度の期日を経なければなりませんので、1期日で、審理と判決が全て行われるという迅速性は、最大のメリットです。

他方で、1期日で審理が終結することから、②証拠は即時に取調べるができるものに限られます。証人尋問もできますが、証人が期日に在廷していることが必要です。契約書や写真などの書証も全て期日に原本を提出する必要があります。

(2) 次に判決の特徴として、③3年を越えない範囲内で分割払いや遅延損害金の免除などを定めることができますという点があります。例えば〇〇円の支払義務が認められる場合でも、被告の資力などの事情から分割払いを命じ、支払を怠った場合には期限の利益を喪失させるが期日どおり支払を行った場合には遅延損害金の支払義務を免除する、といった判決を行うこともできます。通常訴訟ではこのような判決は無く、和解によるしかないので、裁判所の職権による現実的で柔軟な紛争解決が期待できます。

また、④請求認容の判決には仮執行宣言が付され、⑤終局判決に対しては控訴できず、異議申立てという手続きしかないため、この点でも迅速な紛争解決や強制執行が可能となります。

(3) このように、少額訴訟手続は審理が簡素化され、裁判所が職権的に関与して、迅速に紛争の解決を図っていく手続と言えますので、請求内容には争いはないがなかなか払ってもらえない、といった類の事件には非常にメリットが大きい手続であると言えます。

3 少額訴訟の申立て

他方で、簡易迅速性の反面で、被告側の主張や立証の機会を奪うことにもなりかねないことから、少

額訴訟の申立てには制限があります。

まず、少額訴訟の対象は、(A) 訴額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えに限られます。金銭の支払以外の請求（例えば物の引渡し等）はできません。手続的には簡易裁判所へ訴えを提起する際に、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述を行えば良いのですが、(B) 原告は同一裁判所に対して1年間に10回までしか少額訴訟を利用できません。また、(C) 所在不明の被告に対する公示送達は利用できず、少額訴訟によるのが相当ではないと認められる場合なども利用できないので、通常手続で審理されることになります。

また、原告から少額訴訟による旨の申述があっても、(D) 被告が通常手続に移行させる旨を申述すると（理由は不要）、当然に通常訴訟の手続に移行してしまうことになります。原告が少額訴訟手続を希望してもかなわないこともあるわけです。被告に反証準備の時間が必要な場合や、弁護士を代理人に選任するケースでは、この申述がなされる場合が多いと思います。

4 注意事項

このように、少額訴訟は非常に有用な制度ではありますが、上記した特徴や制限があり、次のような点にも注意する必要があります。代理人を選任しない場合にも、少額訴訟に適するか、また手続や立証などは、事前に弁護士等の専門家に相談しておいた方がよいでしょう。

- (1) 1回の審理で終結することが前提なので、事案が複雑、争点が多岐、法律・判例の解釈が問題になる、といった事案にはそもそも適していません。
- (2) 証拠は即時に取調べられるものに限定されているため、即時に取調べられない証拠が立証に必要な場合は、少額訴訟に適しません。証明が不足すれば請求棄却されてしまいます。また、1回の審理で終了するため、不足のない立証の入念な準備が不可欠です。
- (3) 被告が呼出しを受けても期日を欠席することが明らかである場合には、あまりメリットがありません。被告が第1回期日を欠席した場合に、欠席判決となる点は通常訴訟と変わらないためです。

以上

法律紹介 3 労働問題の解決方法～ 労働審判制度について

弁護士 上里 美登利



1 近時、賃金支払いや解雇等をめぐる個別的労使紛争が増加している傾向にあります。労使紛争の解決方法には、労働局のあっせんから裁判まで、様々な手段がありますが、ここでは、平成18年4月1日に導入された労働審判制度を取り上げたいと思います。

2 労働審判制度は、事業主と個々の労働者との間の労働紛争を迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として作られた制度です（労働審判法（以下、「法」）1条）。

労働審判は、裁判官である労働審判官1名と労働関係に専門的な知識と経験を有する労働審判委員2名（労使各1名）の3名から成る労働委員会によって進められ（法7条）、原則非公開です（法16条）。また、期日は原則として3回しか開くことができず（法15条2項）、期日間は1ヶ月程度で指定されるため、申立から4ヶ月程度で終了することになります。

労働審判では、書面は申立書とそれに対する答弁書を基本とし、残りは、労働審判期日における口頭でのやり取りが予定されています（法17条1項）。そこで、申立書と答弁書については、記載を充実させることが求められており、具体的には、申立書には、①予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実、②予想される争点ごとの証拠、③当事者間においてされた交渉その他の申立てに至る経緯の概要等を記載しなければならないことになっています（規則9条1項）。答弁書には、①申立ての趣旨に対する答弁、②規則9条1項の申立書に記載された事実に対する認否、③答弁を理由づける具体的な事実、④予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実、⑤予想される争点ごとの証拠、⑥当事者間においてされた交渉その他の申立てに至る経緯の概要等を記載しなければならないことになっています（規則16条1項）。また、関連する証拠も併せて提出が必要です（規則9条3項、16条2項）。特に、会社側は、多数の規則関係や労務管理の資料等の提出が必要となり、相当準備が必要です。

3 さて、労働審判の期日ですが、第1回期日は1時間程度予定されており、既に十分な主張立証資料が提出されていることを前提に、労働者側と会社側（代表者、担当者等）の双方から、口頭で事実関係の聴取がなされます。その上で、早ければこの時点で調停案が示さ

れることもありますが、さらに次回期日までに補充の主張立証を求められることも多くあります。

第2回期日は、第1回期日を踏まえ、さらに争点が明確にされ、調停が試みられます。

第3回期日は、再度、調停を試み、調停が成立しない場合は審判か、事案によっては審判をせずに終了します（法24条）。

審判を受け入れた場合は、そこで事件は終了しますが、審判結果に対して不服がある場合には、異議申立てをすることができ、異議申立てがされると通常訴訟へと移行します。法24条によって終了した場合も通常訴訟に移行します。

そこで、例えば解雇をめぐる争いで、あくまでも労働者は復職を望んでいるが対立が激しく、復職を認める審判が出てても会社が異議申立てをすることが予想される場合や、会社全体に影響を与え個別的な解決が困難な事案などは、労働審判には向いていない場合が多いと考えられます。

4 労働審判は、早期解決が図られること、本人申立もしやすいこと、柔軟な解決を図ることができること等から、その利用数は増加傾向にあります。いずれにせよ、短期間のうちに相当準備が必要となりますので、労働審判の当事者になった場合には、早期に弁護士へ相談されることをお勧め致します。

法律紹介 4

保険法が施行されました



弁護士 住田 浩史

1 保険法の施行

平成 22 年 4 月 1 日、保険法が施行されました。保険は市民にとって身近な商品であるにもかかわらず、これまで保険契約を規律してきた商法は、明治時代に制定されて以来の古いカタカナ表記で、法文の言い回しも古く、わかりやすい規定であるとはいえませんでした。また、今日では、いわゆる第三分野といわれる傷害保険、医療保険など、新しい保険のタイプも出てきており（傷害疾病保険、保険法 66 条以下）、そのような実態に即した法律が必要になったため、保険法が新たに制定されることとなったのです。

なお、保険法が適用されるのは、原則として、保険法施行日以降に締結された保険契約ですが、保険金の支払期限等の一部の規定は、施行日以前の保険契約にも適用があります。また、保険会社が、新しい保険法にあわせて従前の契約の約款を改訂している場合もありますので、確認が必要です。

2 主な改正点

(1) 告知義務

告知義務とは、保険に入ろうとする者が、保険会社に対して、保険事故発生リスクを左右する重要な事項について告知しなければならない義務のことです。例えば、生命保険であれば、持病や手術歴などが典型的です。悪意又は重過失による告知義務違反があると、保険会社は保険契約を解除できますし、解除時点において既に発生していた保険事故についても保険金を支払う義務を負いません。

これまでは、保険会社からの質問事項に回答するだけでなく、それ以外の事項でも自発的に告知しなければならないという自発的告知義務という建前でしたが、保険法では、保険会社から告知を求められたもののみ回答すればよいということが明示されました（質問応答義務、保険法 37 条等）。もちろん、保険契約者にすべてをゆだねるような包括的な質問、例えば「その他、何か告知すべき重要な病気はありませんか？」などでは意味がありません。形式的な質問では不十分であり、より具体的にわかりやすくしていく工夫が必要です。

また、保険の媒介をする者が告知妨害や不告知の勧奨を行った場合には、その者に告知受領権のある

なしにかかわらず、保険会社は告知義務違反解除ができない旨定められました（保険法 55 条 2 項 2、3 号等）。

このように、告知義務に関しては、誠実な保険契約者の保護が図られ、他方、保険会社及び保険契約の締結に関与する媒介者には、具体的でわかりやすい説明を尽くす義務がこれまで以上に求められます。

(2) 支払期限

保険金の支払期限については、これまで保険約款に委ねられてきました。しかし、保険法においては、保険約款において基本的な履行期を定めた上で、例外として医療機関等に対する調査を要する場合は履行期を延長できるとしました（保険法 52 条等）。保険会社は、合理的な理由のない支払延期は許されず、保険金請求権者に対して、「このような調査が必要だから、このくらいかかる。」との説明をする必要があります。

(3) 消滅時効期間

保険金請求権の消滅時効期間は、商法下では 2 年でしたが、保険法下では 3 年となりました（保険法 95 条 1 項）。なお、これにあわせて、自動車損害賠償法に基づく保険金請求権の時効も、2 年から 3 年になりました（自賠法 19 条）。

(4) 保険金受取人の変更

保険法は、保険金受取人の変更についてのルールを明確化しました。詳細は、御池ライブラリー No.30p17「生命保険契約上の地位の変更及び相続～保険法改正を踏まえて～」(拙稿)を参照していただきたいと思います。

3 おわりに

保険法によって、これまで保険契約のルールにおいてあいまいであったり、約款に委ねられていた点、判例と学説が対立していた点などが明確化し、保険会社や保険代理店、募集人等がどのような説明をすべきか、またはすればよいかが明確化され、契約者にとってもわかりやすいものとなりました。今後どのように運用されるかが、注目されます。

法律紹介 5

「起訴議決」って何？



弁護士 相井 寛子

1 はじめに

最近、明石歩道橋事故や尼崎 JR 脱線事故等について、検察審査会で「起訴議決」がなされたという報道を耳にされた方も多いと思います。そこで、今回は、平成 21 年 5 月 21 日に施行された改正検察審査会法について、概略を解説させていただきます。

2 検察審査会って、どういう制度？

(1) 何をするとこる？

日本の刑事訴訟法では、被疑者を起訴するかどうかは、検察官のみが決められるというのが原則です。検察審査会は、起訴するかどうかについての検察官の権限行使に、民意を反映させて、検察官の権限行使の適正化を図るために設置されています。検察審査会は、検察官が、起訴しないという判断をした事案について、その処分の当否を審査します。

(2) 誰が検察審査員になるの？

検察審査会の審査員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじで選出されます。検察審査会は、11 名の審査員で構成されますが、補充員も 11 名選出されており、審査員が欠けたとき等に、補充員の中から補欠の審査員が選出されます。

法定の欠格事由等に当たらない限り、衆議院議員の選挙権を有する人なら誰でも審査員に選定される可能性があります。後記最高裁のホームページによると、全国で年間約 7300 人の方が審査員又は補充員に選出されており、選出される確率は、約 1 万 4000 人に 1 人 (0.007%) となるそうです。

(3) どうやって起訴議決が出されるの？

ア 検察審査会の仕組み

起訴議決に至るまでの検察審査会の議決は、2 段階に分かれています。

第 1 段階として、検察審査会は、起訴相当議決、不起訴不当議決、不起訴相当議決のいずれかの議決をします。このうち、起訴相当議決がなされたにも関わらず、検察官が再び不起訴にした場合や、一定期間に処分の通知をしなかった場合、検察審査会は、改めて第 2 段階の審査をしなければなりません。この第 2 段階の審査で、やはり起訴すべきだという結論に至った場合、起訴議決がなされます。

イ 議決の要件

検察審査会は、審査員全員が出席しなければ、会議を開いて議決することができません。検察審査会の会議は、非公開で、議事は過半数で決することとなっていますが、起訴相当議決及び起訴議決は、審査員 8 人以上の多数でなければならないとされています。

ウ 審査補助員制度

検察審査会の審査員は、法律の専門家ではありませんから、法的知識については、法律の専門家からアドバイスを受ける必要が出てくることもあります。このようなときに、弁護士である審査補助員から法的アドバイスを受けることが出来る制度が審査補助員制度です。

前述の 2 段階のうち、第 1 段階では、法律に関する専門的知識を補う必要があるときに、審査補助員を委嘱することが出来るのですが、第 2 段階では、必ず審査補助員に委嘱しなければなりません。

3 「起訴議決」が出されるとどうなるの？

起訴議決がなされ、検察審査会が議決書を裁判所へ送付すると、裁判所は、検察官の役割をする者を弁護士の中から指定します。このような検察官の役割を果たす弁護士を指定弁護士といいます。この指定弁護士が、補充捜査を行ったり、裁判に出席したりして、事件を進めていきます。

各弁護士会は、いつ起訴議決がなされても対応できるように、審査補助員及び指定弁護士の候補者名簿を作るなどして、体制を整えています。

4 さいごに

以上、簡単に検察審査会制度について解説しましたが、もっと詳しく知りたいという方は、最高裁のホームページ (<http://www.courts.go.jp/kensin/>) にわかりやすく解説されていますので、そちらをご参照ください。

京都では、まだ起訴議決がなされたことはありませんが、京都弁護士会でも改正検察審査会法の施行にあわせて、プロジェクトチームが結成されています。このプロジェクトチームでは、全国の情報収集に努め、審査補助員・指定弁護士候補者名簿を作成し、いつ起訴議決がなされても対応できるような体制を整えています。

事務所旅行記

in 島根・出雲



3月14日～15日、当事務所の毎年恒例イベント事務所旅行がありました。今年の行き先は、島根・出雲地方です。島根県って意外に遠いんです。10時前発新幹線で京都から岡山へ。岡山から特急やくもに乗り換えて14時にやっと出雲市駅へ到着です。まず向かった先が、最近流行りのパワースポットとしても有名な出雲大社。縁結びの神様で知られているということもあり、皆お参りにも気合いが入っている模様です。おみくじを2度ひく弁護士の姿も…。神様に思いをぶつけている間に、時間はあっという間に過ぎ、集合まで残りわずかの時間で、喉ごし良く香り高い出雲そば



をツルツルッと頂きまして、次に向かうは島根ワイナリー。こちらでは、島根県名産のぶどうから作られた数種類のワインやぶどうジュースを無料で試飲することができます。ワイン好きが多いので、皆あだこうだと言いながら一通り試飲をし、ほろ酔い気分のまま、お宿がある玉造温泉へ。

夕飯前に温泉にゆっくりつかって冷えた体と旅の疲れを癒やします。旅行の醍醐味です。夕食後は、当事務所の恒例のカラオケで盛り上がる組や、部屋で団欒する組など、各自自由な過ごし方をして楽しい夜はふけてゆきます。

2日目。残念ながら朝から曇り空。天気を心配しつつ、まずは松江城へ向



かいました。山陰で唯一残るといわれる天守閣への最上階へ登り、松江の街並みを360度堪能しました。さすが法律事務所の旅行です、景色を眺めながら「裁判所は…、法務局は…」と、場所の確認をする光景がちらほら。次に、リクエストの多かった足立美術館へ行きました。こちらは横山大観をはじめとする近代日本画や日本庭園で有名な美術館です。到着時にはすでに雨が降っていたのですが、庭園と雨の組み合わせに風情を感じ、その美しさに魅了されました。館内は広々としており、皆ゆったりとした気持ちで数多くの美術品を鑑賞していました。その後帰路へ。見所いっぱい、おいしいもののいっぱいの松江・出雲の魅力を存分に味わう素敵な旅ができました。(旅行担当:福市・高橋・大下・鈴木)



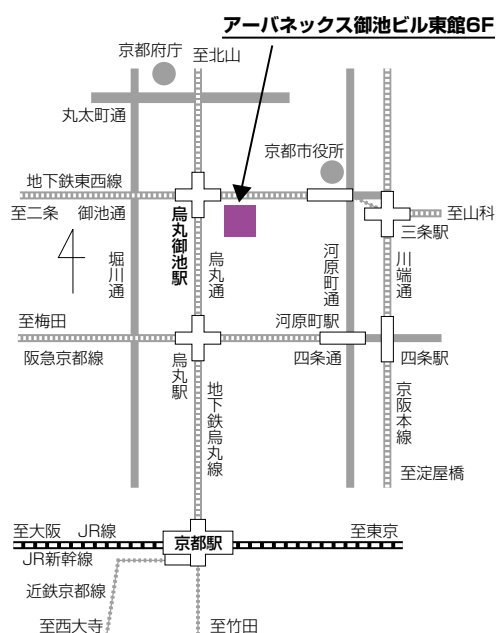
編集後記



毎日暑い日が続きますが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。今年も皆様に、当事務所の近況をお伝えする「燦」をお届けいたします。

各原稿では、普段の職務ではあまり見せることのない個性的な一面が随所に現れています。皆様には、各弁護士の個性と当事務所の雰囲気に触れていただき、これまで以上に当事務所を身近に感じていただきたいと思います。ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「丸丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもしっかりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 永井弘二

木村麻衣子 鈴木彩子